

算定される場合のみ

【医療情報取得加算】の見直しについて

- 令和6年12月より医療情報取得加算が変更されます。

マイナ保険証の利用の有無に関わらず、施設基準等を満たす場合には、初診時・再診時(3月に1回)ともに1点に統一されます。

令和6年6月～11月	令和6年12月～
<初診時> 医療情報取得加算1(現行の保険証の場合) 3点 医療情報取得加算2(マイナ保険証の場合) 1点	<初診時> 医療情報取得加算 <u>1点</u>
<再診時>(3月に1回に限り算定) 医療情報取得加算3(現行の保険証の場合) 2点 医療情報取得加算4(マイナ保険証の場合) 1点	<再診時>(3月に1回に限り算定) 医療情報取得加算 <u>1点</u>

● 診療行為マスター

加算1および加算3が廃止となり、加算2および加算4の名称が変更されます。

区分	令和6年6～11月	令和6年12月～
初診料	医療情報取得加算1(初診)	廃止
	医療情報取得加算2(初診)	医療情報取得加算(初診)
再診料	医療情報取得加算3(再診)	廃止
	医療情報取得加算4(再診)	医療情報取得加算(再診)
医学管理	医療情報取得加算1(医学管理等)	廃止
	医療情報取得加算2(医学管理等)	医療情報取得加算(初診)(医学管理等)
	医療情報取得加算3(医学管理等)	廃止
	医療情報取得加算4(医学管理等)	医療情報取得加算(再診)(医学管理等)



令和6年11月までに「医療情報取得加算2」または「医療情報取得加算4」を算定している場合、

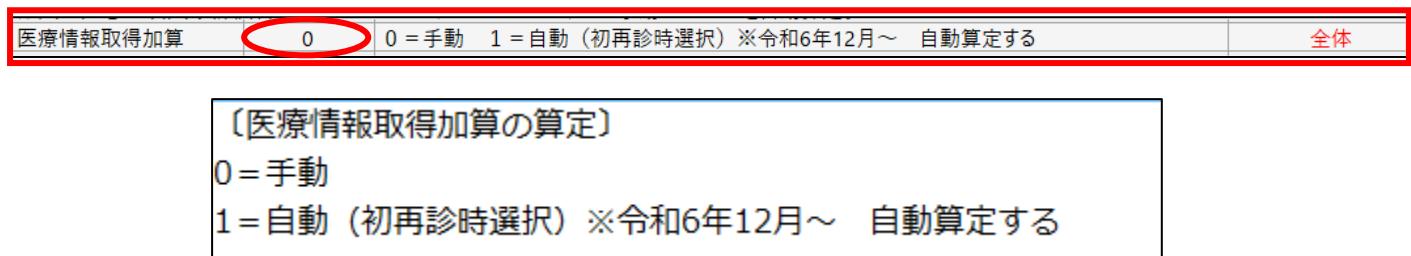
プログラム更新後から名称が「医療情報取得加算」に置き換わって表示されます。

レセプト請求コードに変更はありませんので、そのまま請求していただけます。

● オプション設定について

診療行為入力時に医療情報取得加算を手動または自動で算定するオプション『医療情報取得加算』の設定を行ってください。※全ての端末に設定が反映されます。

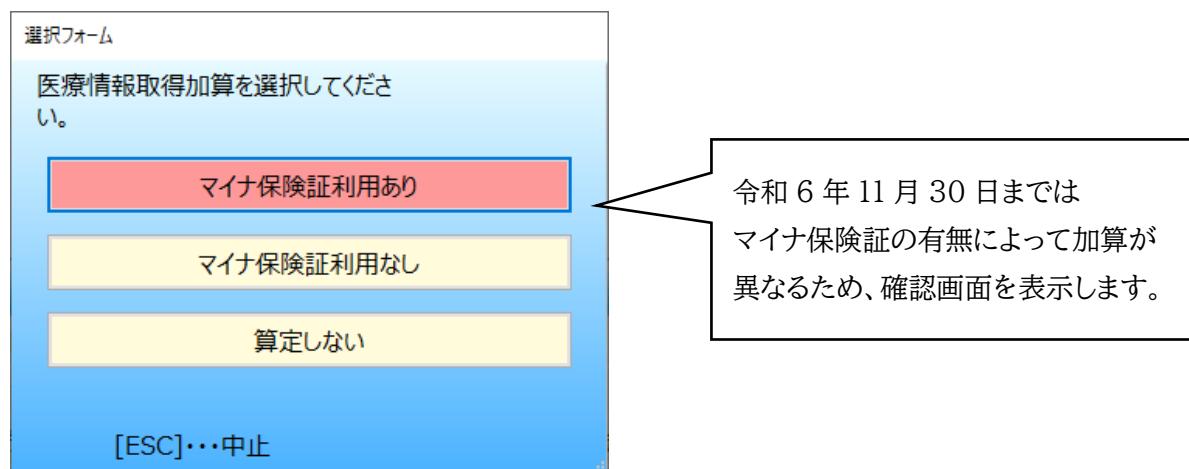
- ① レセコンメニュー画面より **F11 オプション** を押します。
- ② ユーザーオプション設定画面が表示されたら **診療行為** タブを選択します。
- ③ 「医療情報取得加算」項目を選択し、「0～1」のいずれかを設定します。
- ④ **F5 登録** を押します。



1=自動を設定している場合、来院日によってオプションの動きが異なります。

<来院日:～令和6年11月30日まで>

初再診料の算定時、下記の確認画面を表示します。該当する項目を選択してください。



<来院日:令和6年12月1日～>

確認画面を表示せず、初再診料の算定時に自動算定となります。

(例)初診料を算定した場合

区分	コード	後	診療内容	初診料や再診料と括った形で自動算定されます。
11	110101		初診料	
11	110123		機能強化加算 (初診)	
11	110127		医療情報取得加算 (初診)	
11	110130		医療DX推進体制整備加算1 (初診)	383 × 1